

子ども手当の申請を受け付けています

4月から子ども手当制度が始まっています。中学校修了までの児童を対象に、一人につき月額一万三千元が支給されます。

本町で把握できる受給対象の方へ転入された方については、本町で把握できない場合があります。

【日時】9月2日(木) 式典 午後1時から
アトラクション 午後2時から
【場所】浄るりシアター

【問】子ども未来課子育て支援係
734-0107

平成22年度 能勢町敬老会のご案内

平成22年度 能勢町敬老会を左記により開催いたします。

【日時】9月2日(木) 式典 午後1時から
アトラクション 午後2時から
【場所】浄るりシアター

本年度のアトラクションはお芝居(大衆劇場)「劇団 大河内」、マジックショー「ジャッキー・藤田&つや子」等を予定しています。

【問】ご案内の返信用葉書にて申し込みのうえ、ご参加ください。
住民福祉課福祉係
734-0157

昔のお祭りや行事などの映像資料をご提供ください

生涯学習課では、今年度から地域に伝えられてきた伝統文化などの記録映像化に取り組みます。祭りや名所旧跡などテーマごとの映像にまとめ、郷土の文化遺産を知る資料とします。

現在「能勢に関する祭礼や芸能、年中行事」の映像化を進めています。古い写真や映像をお持ちでご協力いただける方は、9月30日(木)までに下記へご連絡ください。

お問い合わせ
生涯学習課社会教育係
734-2452

国民健康保険の方へ！ 事前申請で入院時の窓口支払いを軽減できます

1 70歳未満の方は

70歳未満の国民健康保険の被保険者が入院された時、通常医療費の3割(就学前児童は2割)をいったん全額負担していた必要がありませんが、住民税課税世帯に該当する場合は「限度額適用認定証」を、住民税非課税世帯に該当する場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。

2 70歳以上の方は

70歳以上の国民健康保険の被保険者が入院された時についても、住民税課税世帯に該当する場合は「高齢受給者証」を、住民税非課税世帯に該当する場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。

3 申請方法は

認定証の交付には申請が必要ですので、入院される方は、保険証と印鑑をご持参のうえ、役場住民福祉課医療係の窓口で認定申請の手続きを

してください。

なお、限度額適用は申請された月の初日からの適用となりますので、できるだけ入院前に申請してください。現在、限度額適用認定証をお持ちの方は有効期限が平成22年7月31日までとなっているため、引き続き適用を希望される場合は更新の手続きが必要となりますので、8月中に申請の手続きをください。

1 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の場合は、入院時の窓口での支払いに加え、食事代も減額となります。

2 ただし、保険税に滞納がある場合は、認定証の交付が受けられない場合がありますのでご注意ください。

【問】住民福祉課医療係
734-0158

ありがとうございました

今井悦子様(枚方市)から、去る6月19日に寄附金三万円を頂きました。なお、寄附金については、町の芸術文化の振興に活用させていただきます。